

県政経営幹事会議（5/21）での議論

Q 必要な監督、検査を行うための措置について、具体的に考えていることはあるか。

⇒マニュアル作成や、研修会の開催、外部アドバイザーからアドバイスを受けるといったことが考えられる。今後の取組方針検討の中で示していきたい。

Q 4つの基本理念について、具体的にはどのようにバランスを図るのか。

⇒例えば、会計管理局での物品等発注において、競争性確保と地域経済活性化の観点から参加業者数等の要件を見直すようなことが考えられる。
基本理念1・2と3はトレードオフの関係になる場合もあるが、1・2は法令に基づく部分であり、法令の範囲内で、業務に応じバランスよくやっていくということ。

Q 取組方針は毎年度改定していくのか。

⇒取組方針は、毎年度の更新ではなく、状況に応じ、審議会の意見を聴きながら改定していくことを想定。

Q 条例の実効性を担保するために、具体的に考えていることはあるか。

⇒基本理念の特に3と4について、取組状況を審議会で評価していただくことにより、実効性を担保したいと思っている。
評価のための指標をどこまで表せるかが今後の課題と考えている。

Q WTO案件（特に県内企業への発注）の関係性はどうなっているのか。

⇒WTO案件の取り扱いは法令によるものであり、法令が優先されるもの。

Q 取組方針はどういうプロセスで作るのか。

⇒昨年度末に、取組方針の検討のために、各部局の次長を構成員、各部局幹事課の総括補佐を連絡員とする検討委員会を立ち上げている。
また、この検討委員会の下に従来からの条例検討のプロジェクトチームに加え、契約を所管する所属を中心に構成するプロジェクトチームを立ち上げ、取組方針の検討を始めている。
スケジュールとしては、懇話会や審議会での意見も伺いながら、7月には一定の取組方針の骨子案、12月には一定の原案、年度末の条例施行までには取組方針を策定したい。